

令和5(2023)年12月7日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
課長 田中規倫様

介護福祉士養成大学連絡協議会
会長 渡辺裕美



介護福祉士の国家試験のあり方について(要望)

日頃から本会の活動等にご理解とご指導・ご助言をいただき、深く感謝を申し上げます。
さて、このたび、標記のことにつきまして、本協議会として下記を要望いたします。ご検討等をいただきたくお願い申し上げます。

記

- (1) 介護福祉士国家試験の義務化に関する「養成施設ルートにおける経過措置」については、現行の規定のとおり、2027年度の卒業生から義務化されるよう要望します。
 - ・この経過措置については、「地域共生社会の実現のための社会福祉士法等の一部を改正する法律(令和2年6月12日公布)」により、従前の「令和4(2022)年度から介護福祉士国家試験の資格取得の一元化(養成施設ルートの卒業生に対する国家試験の義務化)完全実施」の規定が見直され、その措置が5年間延長されることとなりました。したがって、令和9(2027)年度からは経過措置はなくなるものと理解しています。
 - ・この経過措置はこれまで数次の見直し等が行われてきましたが、さらなる見直し等は、介護福祉士の国家資格の社会的評価に悪影響を及ぼすものと考えております。4年制大学で介護福祉士を養成している私たちは、高度な専門的な知識と技術を有する介護福祉士の養成を行うことを使命と考えており、その立場からも、現行の規定どおりの経過措置(廃止)を要望します。
 - ・なお、4年制大学では、すでに令和9(2027)年度卒業生にあたる令和6(2024)年度入学生の学生募集や入学試験も始まっており、卒業時に介護福祉士国家試験の義務付けが完全実施されることを前提とした募集等を行っています。もしも経過措置がさらに見直されることになれば、学生募集の体制と入学生に混乱が生じます。

以上

〈本件担当者〉
介護福祉士養成大学連絡協議会 事務局長
(東洋大学福祉社会デザイン学部 教授) 高野龍昭
・連絡先 takano-t@toyo.jp
03-5924-2379・090-4650-4059